

町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例

町田市プールの衛生管理等に関する条例（平成22年12月町田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「学校又は」を「学校若しくは」に改め、「専修学校」の次に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「生徒又は学生」を「生徒若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

町田市プールの衛生管理等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「プール」とは、容量50立方メートル以上の貯水槽を設け、不特定又は多数の者に水泳又は水浴をさせる施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する<u>学校若しくは同法第124条に規定する専修学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u>において専ら当該学校の幼児、児童、<u>生徒若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児</u>を対象として水泳又は水浴をさせる施設</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「プール」とは、容量50立方メートル以上の貯水槽を設け、不特定又は多数の者に水泳又は水浴をさせる施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する<u>学校又は同法第124条に規定する専修学校</u>において専ら当該学校の幼児、児童、<u>生徒又は学生</u>を対象として水泳又は水浴をさせる施設</p>